

特定非営利活動法人静岡県介護支援専門員協会
定款変更（案）

現 行	改正案
（目的） 第3条 この法人は、<u>介護支援専門員等</u>の倫理及び専門的技能の確立に努め、その資質及び社会的地位の向上に資するとともに、行政機関及び関係団体との連携のもと一般県民への介護情報等の提供に努め、要介護者等の生活全般の維持・向上及び権利の擁護並びに介護保険制度等の適正な運営に寄与することを目的とする。 （種別） 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した<u>介護支援専門員等の個人及び団体</u> (2) 協力団体 この法人の目的に賛同し入会した静岡県内の各地域を単位とする介護支援専門員等により構成される団体 (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体	（目的） 第3条 この法人は、<u>介護支援専門員</u>の倫理及び専門的技能の確立に努め、その資質及び社会的地位の向上に資するとともに、行政機関及び関係団体との連携のもと一般県民への介護情報等の提供に努め、要介護者等の生活全般の維持・向上及び権利の擁護並びに介護保険制度等の適正な運営に寄与することを目的とする。 （種別） 第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。 (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した<u>介護支援専門員の資格を有する個人</u> (2) 協力団体 この法人の目的に賛同し入会した静岡県内の各地域を単位とする介護支援専門員等により構成される団体 (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
2 変更理由 ○当法人の職能団体としての活動目的及び事業内容から、実態に合わせより明確化する。	
3 改正の時期 所轄庁の承認のあった日	